

## 国民年金保険料の免除制度

平成27年度国民年金保険料は、1か月あたり15,590円です。  
納付が困難な場合は、国民年金保険料の免除制度があります。

※30歳未満の方は納付猶予制度があります。

※免除の種類は、本人・配偶者・世帯主の前年所得（1～6月に申請する場合は前々年所得）に応じて審査・決定されます。

| 免除の種類※ | 保険料（月額） |
|--------|---------|
| 全額免除   | 0円      |
| 4分の3免除 | 3,900円  |
| 半額免除   | 7,800円  |
| 4分の1免除 | 11,690円 |

### 申請方法

年金手帳・印鑑を持って、住民課または分庁総合窓口課へお越しください。

※失業された方は特例がありますので、離職票または雇用保険受給資格者証をあわせてお持ちください。

### 申請できる期間

過去期間：申請書が受理された月からさかのぼって2年1か月前まで

将来期間：翌年6月まで（1～6月に申請する場合は、その年の6月まで）

問い合わせ先 住民課 TEL:68-3115 米子年金事務所 TEL:34-6111

## 重度障がいの特別医療費受給資格証 更新手続き

重度障がいの特別医療費受給資格証をお持ちの方は、有効期限が7月31日となっていますので、早めに更新手続きをしてください。また、現在受給資格証を持っていない方でも、平成26年中の所得によっては対象となる場合がありますので、担当課までお問い合わせください。

対象者 ※所得制限などにより受給できない場合があります。

- 身体障がい者……身体障害者手帳（1～2級）所持者
- 知的障がい者……療育手帳（A）所持者
- 精神障がい者……精神保健福祉手帳（1級）所持者

### 申請（更新）に必要なもの

- ①健康保険証
- ②印鑑（認印）
- ③特別医療費受給資格証（持っている方のみ）
- ④身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳

〔平成27年1月2日以降に伯耆町に転入された方のみ〕  
⑤前住所地の役所が発行する平成27年度所得課税証明書（所得と控除の内訳が分かるもの）

### 申請（更新）窓口

本庁舎：健康対策課 健康増進室 分庁舎：分庁総合窓口課

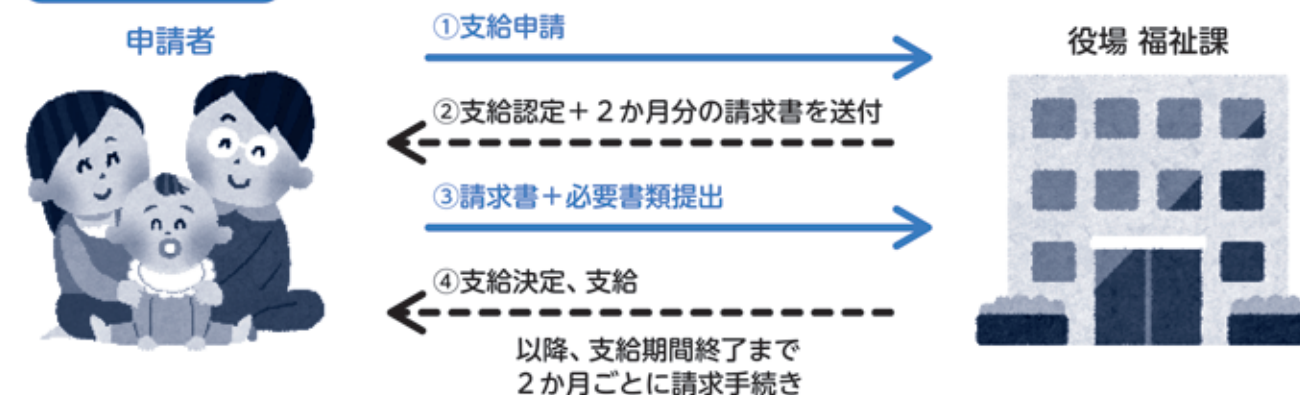
問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 TEL:68-5536

## 乳児（0歳児）の保育家庭を支援します

今年度から、少子化対策と乳児期の親子の愛着形成をはかるため、家庭で0歳児の保育をされている保護者に対し、乳児家庭保育支援手当を支給して経済的支援を行っています。

| 対象者                    | 給付期間                                                                                      | 給付基準と単価                                                                                    |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 育児休業給付金などを<br>受けている方 | 乳児の月齢が満9月に到達した<br>月から満12月に到達する月までの間<br>（支給率が2/3から1/2となる月～児<br>童が満1歳に到達する月までの間）<br>※最大4か月間 | 育児休業給付金の1/6 / 月<br>（上限72,500円）                                                             |
| ② ①以外の方                | 乳児の月齢が満4月に到達した<br>月から満12月に到達する月までの間<br>※最大9か月間                                            | 児童1人につき33,000円 / 月<br>※2人の場合 5,000円 / 月を加算<br>3人以上の場合 2人目5,000円 / 月<br>+3人目以降3,000円 / 月を加算 |

### 受給までの流れ



### 申請に必要なもの

- ①育児休業給付金支給額のわかるもの（給付を受けている方のみ）
- ②通帳など、受給者の振込口座のわかるもの
- ③印鑑（認印）
- ④平成27年1月2日以降に転入された方のみ  
児童の父母の平成27年度市町村民税所得課税証明書

### 支給制限 以下に該当する場合は支給を受けることができません

- ・保育施設などに児童を預けている、または入所措置の対象となっている
- ・児童手当法の所得制限額を超過し、特例給付の対象となる家庭
- ・生活保護法による保護を受けている
- ・保護者が乳児の養育を著しく怠っていると認められる
- ・正当な理由もなく支給認定関係調査に応じない など

申請・問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL:68-5534